

岐阜県公報

第二千五百四十九号
平成二十六年五月二十七日
(火曜日)

目次

公 示

- 特定非営利活動法人の設立認証申請
大規模小売店舗立地法による意見書に関する件
土地改良事業の工事の完了
正 誤
- 土地改良区役員の退任及び就任中訂正
正 誤

(環境生活政策課) 三四七
(商業・金融課) 三四七
(農地整備課) 三四八
(中濃農林事務所) 三四八

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年五月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十六年四月二十八日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人越美ぶんけん
- 三 代表者の氏名 水谷 慶一
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県郡上市白鳥町白鳥一〇〇七番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、地域文化の中に残された、先人の暮らしや文物の歴史的意義を掘りおこす活動により、これからの社会に必要な持続可能な地域のあり方を模索するとともに、その今日的意義をより広く多くの人に伝えることをこの法人の活動目的とする。

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第二項の規定により意見書の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十六年五月二十七日から一月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

平成二十六年五月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

(仮称) 瑞穂ショッピングセンター

瑞穂市穂積字タリ三一一〇番一、字向野三四七四番一

二 意見の概要

住民の意見

開店後然るべき時期に、車両通行量増加等に伴う影響についての検証を速やかに実施し、必要に応じて次の諸策を実施すること。

・ 県道穂積停車場線における穂積小学校から北東の横断歩道橋のある交差点にボタンの信号機を設置すること。

・ 瑞穂市関係部とも協議の上、県道穂積停車場線の渋滞による生活路・通学路である脇道への迂回に対する防止対策を徹底すること。

(届出事項 新設)

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成二十六年五月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
県営中山間地域総合整備事業	古川西地区 (農業用排水施設整備) 古川西地区 (農地防災)	平成二六・四・一〇 平成二四・二二・一四

正 誤

(原稿誤り)

平成二十六年五月二日第二千五百四十二号 土地改良区役員の退任及び就任二九七頁上段前から六行目中「関市倉知用水土地改良区」は、「曾代用水土地改良区」の誤り。

平成二十六年五月二十七日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社